

上尾市ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

上尾市子ども未来部子ども支援課

## 1.業務の目的

ひとり親家庭・生活困窮者等の児童は、精神面や経済面で不安定な状況に置かれていることにより、学習・進学意識低下や高校生にあっては中退等、児童の将来に不利益な影響が懸念される。貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）及びひとり親世帯（以下、「生活困窮世帯等」という。）の児童に対し、居場所の提供や学習の支援等を実施する。また、その保護者に対して、当該児童の生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う。複雑な背景をもつ家庭においては、専門性と技術力を持つ支援員が支援を行い、必要に応じて関係機関に繋げるにより包括的な支援を行うことで、自立の促進を図るものである。

## 2.業務の概要

### (1) 件名

上尾市ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援業務（公募型プロポーザル契約）

### (2) 期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### (3) 内容

「上尾市ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援業務仕様書」及び同「特記仕様書」のとおり。

### (4) 提案上限額

108,945,375円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

なお、令和7年度の提案上限額は次のとおりとする。

36,315,125円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

## 3.提出書類等

書類番号	名称	提出期限
(1)	質問書	令和7年1月14日（火）午前9時から 令和7年1月22日（水）午後5時まで
(2)	公募型プロポーザル方式参加表明書	令和7年1月31日（金）午後5時まで （必着）
(3)	業務実績調書	
(4-1)	提案書（正本表紙）	令和7年2月26日（水）午後5時まで （必着）
(4-2)	提案書（副本表紙）	

任意書式	提案書本体	令和7年2月26日(水)午後5時まで (必着)
(5)	実施体制等に関する書類	
(6)	提案書の開示に係る意向申出書	
(7-1)	見積書	
(7-2)	見積金額内訳書	

#### 4.選定スケジュール(予定)

内 容	期 間 等
公募日	令和 7年 1月14日(火)
質問の受付期間	令和 7年 1月14日(火) 午前9時から 令和 7年 1月22日(水) 午後5時まで
質問の回答期限	令和 7年 1月28日(火) 午後5時
参加表明書の提出	令和 7年 1月31日(金) 午後5時まで
提案書の提出	令和 7年 2月26日(水) 午後5時まで
プレゼンテーション	令和 7年 3月 7日(金)
評価結果通知	令和 7年 3月13日(木)
評価結果の公表	令和 7年 3月13日(木)
契約締結	令和 7年 3月下旬

※スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

#### 5. 実施要領、申請書類等の配付

(1) 配付開始日：令和7年1月14日(火)

(2) 配付方法

市ホームページ URL：<https://www.city.ageo.lg.jp/385154.html>

※印刷物での配布は行わない。市ホームページからダウンロードすること。

#### 6.担当部署

上尾市 子ども未来部 子ども支援課 (担当：植松・山田・馬橋)

所在地：〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電 話：048-775-6819(直通)

Eメール：s172000@city.ageo.lg.jp

## 7.参加資格

本プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

(1) 上尾市物品等競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ・ 上尾市契約規則第 15 条（第 29 条）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者。
- ・ 提案書の提出期限日から契約候補者決定までの期間に、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 6 年 7 月 26 日市長決裁。以下「入札参加停止等の措置要綱」という。）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者。
- ・ 提案書の提出期限日から契約候補者決定までの期間に、上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 8 年 8 月 9 日市長決裁）の規定に基づく指名除外の措置を受けている者。
- ・ 提案書の提出期限日から契約候補者決定までの期間に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 236 条の規定により更生手続廃止の決定を受けた者を含む）。ただし、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされている者を除く。
- ・ 提案書の提出期限日から契約候補者決定までの期間に、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 191 条の規定により再生手続廃止の決定を受けた者を含む）。ただし、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされている者を除く。
- ・ 法人税、消費税及び地方消費税、市税等を滞納している者。
- ・ 本プロポーザル方式に参加しようとする者との間に、資本関係又は人的関係がある者。

(3) 次の特定の資格・実績を持つ者であること。

- ・ 法人格を有すること。
- ・ ひとり親家庭及び生活困窮者等の児童及びその保護者に対する支援について、対象児童の特性に応じたマッチングを行った上で、専門的な知識・技術を有する職員を配置し、支援を展開できること。
- ・ 本市または他自治体において、ひとり親家庭及び生活困窮者等の児童を対象とした学習支援業務若しくは類似の支援業務の受託実績があること。
- ・ 本事業を令和 7 年 4 月 1 日から実施できる業務工程、実施体制、安全対策、危機管理体制が整えられていること。

## 8.質問

### (1) 受付期間

令和7年1月14日（火）午前9時～令和7年1月22日（水）午後5時

### (2) 質問方法

『(1)質問書』に必要事項を記載し、電子メールにて「6. 担当部署」へ提出してください。

※電子メール以外での質問は受け付けません。

※表題を『上尾市ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援業務プロポーザル質問（事業者名）』とし、メール送信後、「6. 担当部署」に送信確認の電話をしてください。

※電子メールを送信する際は、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施し、送信してください。

### (3) 回答

質問事項とその回答について、令和7年1月28日（火）午後5時までに、市ホームページに掲載します。

## 9.参加申込み

### (1) 参加表明書の提出

①提出期限：令和7年1月31日（金）午後5時まで（必着）

②提出場所：「6. 担当部署」

③提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）、郵送（書留郵便に限る。）、電子メールのいずれか。

※電子メールで提出する場合は、表題を「上尾市ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援業務プロポーザル方式参加表明書（事業者名）」とし、提出書類のデータをメールに添付して送信してください。また、送信後「6. 担当部署」に送信確認の電話をしてください。なお、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施し、送信してください。

※持参の場合は、事前に「6. 担当部署」に電話で連絡してください。

④提出書類：『(2)公募型プロポーザル方式参加表明書』

『(3)業務実績調書』

### (2) その他

・提出期間内に提出書類の提出がない場合は、本プロポーザル方式への参加は認

められません。

- ・提出書類を基に参加資格の確認を行い、『公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書』を令和7年2月14日（金）までに送付します。
- ・『公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書』により、提案者を区別する提案者番号をお知らせします。

## 10.提案書等の提出

参加資格を認められた場合は、以下の提案書等の書類を作成し、提出期間内に指定の方法により、「6. 担当部署」へ提出してください。

### (1) 提出書類 ※1

	書類番号	名称	提出部数	提出形態・提出方法
提案書正本	(4-1)	提案書（正本表紙）	1部	紙ベース持参（平日の午前9時から午後5時まで）または郵送 ※2
	任意書式	提案書本体		
	(5)	実施体制等に関する書類		
提案書副本	(4-2)	提案書（副本表紙）	1式	電子データを担当部署メールアドレス宛てに送信 ※3
	任意書式	提案書本体		
	(5)	実施体制等に関する書類		
その他	(6)	提案書の開示に係る意向申出書	1部	紙ベース持参（平日の午前9時から午後5時まで）または郵送 ※2
	(7-1)	見積書		
	(7-2)	見積金額内訳書		

※1 提出書類（様式）は、市ホームページからダウンロードしてください。

※2 持参の場合は、事前に「6. 担当部署」に電話で連絡してください。

※3 電子メール送信後、「6. 担当部署」に送信確認の電話をしてください。容量が大きく送信が困難な場合は、事前に担当部署に電話で連絡してください。なお、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施し、送信してください。

### (2) 提出期限

令和7年2月26日（水）午後5時まで

※郵送の場合は、令和7年2月26日(水)午後5時必着とします。

### (3) 提案書の作成について

本要領及び「上尾市ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援業務仕様書」及び同「特

記仕様書」、「1 1. 選定方法」「(1) 評価方法」の評価基準に示す「評価項目」に基づき、以下のとおり提案書を作成してください。

#### ①提案書の内容

以下の (i) ~ (vii) について提案書を作成してください。

##### (i) 実施計画・体制

- ・受託実績を活かした事業計画に基づき事業を開始できることがわかるもの
- ・イベントの開催趣旨を踏まえた企画と内容
- ・支援員の人材育成体制

##### (ii) 危機管理体制

- ・個人情報保護の方針や管理体制の整備状況
- ・緊急時の対応対策の整備状況

##### (iii) 学習支援

- ・対象児童が学習習慣を身に着けるための支援方法
- ・教育全般に関する情報提供

##### (iv) 進路等に関する支援・連携

- ・進路のための支援方法、進学後の中退防止対策
- ・学校等の関係機関との連携による進路選択等

##### (v) 生活習慣・育成環境の改善支援

- ・生活習慣や社会性が身につけていない児童やその保護者への支援方法と改善策
- ・児童の育成環境に対する支援方法と改善策及び福祉等の関係機関との連携

##### (vi) 訪問等の支援

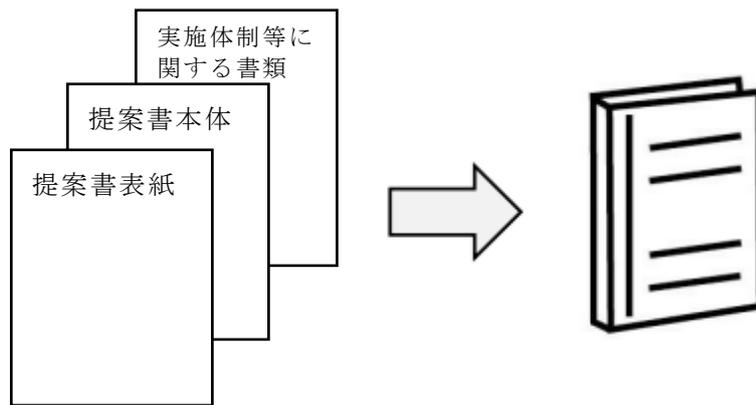
- ・学力不足や不登校等の教室に通っていない児童及びその保護者に対する学校等の関係機関との連携を含めた支援方法
- ・不登校やひきこもり等により自宅で学習を行う場合の児童とその保護者への支援方法

##### (vii) 居場所支援

- ・児童の状況に応じた参加しやすい居場所づくり
- ・訪問等の支援における話しやすい空間づくり

#### ②提案書（正本）の体裁

日本工業規格による A 4 判の規格ですべて片面印刷により作成し、次の順に綴ってください。また、通しでページ番号を付し、製本（ファイル等で閉じる）してください。



### ③提案書の文字サイズ、ページ数

使用する文字は、12ポイント以上のフォントサイズとしてください。

なお、各様式等のページ数の制限はありませんが、プレゼンテーションにおいて説明できる範囲のページ数としてください。

### ④提案内容の記載漏れの注意

プレゼンテーションでは、提案書に記載のない提案を新たに盛り込み、説明をすることは認められませんので、その点に留意して、漏れなく内容を記載してください。

### ⑤提案者情報の記載不可

提案書の副本には本市が提示した「提案者番号」を記載してください。また、副本においては、事業者が特定される記号やロゴマーク等を削除してください。

### (4) 『(6)提案書の開示に係る意向申出書』について

提案書等の開示請求があった場合は、原則としてその全部を公開又は公表しますが、例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が、提案者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、意向申出書を提出してください。

### (5) 『(7-1)見積書』『(7-2)見積金額内訳書』について

見積金額は、仕様書及び提案書の記載内容を実現するために必要な全ての経費を積算し、消費税及び地方消費税に相当する額を含めない金額で記入してください。

※消費税及び地方消費税に相当する額を含めた金額が、提案上限額及び令和7年度提案上限額を上回らないよう注意してください。

## 11.選定方法

本市が設置する評価委員会が、下記のとおり評価を行い、契約候補者を選定します。

原則全ての提案者についてプレゼンテーションを実施し、契約候補者を選定します。

※参加者が1者であっても、プレゼンテーション（選定）は実施します。

なお、プレゼンテーションにおいて、評価委員の評点の平均点が120点に達しない場合は、その時点で選定されず、平均点が120点に達する提案者が1者もない場合は、再公募を行うものとします。

### (1) 評価方法

次の評価基準に基づき評価を行い、選定します。

#### <評価基準>

評価項目	評価の観点	配点
実施計画・体制	・ 事業計画内容 ・ イベント企画力 ・ 人員体制	10点
危機管理体制	・ 個人情報保護 ・ リスクマネジメント	10点
学習支援	・ 学習の習慣づけ ・ 教育に関する情報提供	35点
進路等に関する 支援・連携	・ 進路支援・中退防止 ・ 学校等の関係機関との連携による進路支援	25点
生活習慣・育成環境 の改善支援	・ 生活習慣の形成・改善支援 ・ 育成環境の改善支援	35点
訪問等の支援	・ 訪問等による相談支援 ・ 訪問等による学習支援	35点
居場所支援	・ 居場所としての教室運営 ・ 訪問等の支援における空間づくり	40点
事業経費	・ 満点(10点)×(提案価格のうち最低価格/ 自社の提案価格)	10点
合計		200点

評価は、評価委員ごとに1者につき200点満点で採点し、合計点が最も高い者を1

位とします。

同点になった場合は、評価項目の「学習支援」、「生活習慣・育成環境の改善」、「訪問等の支援」及び「居場所支援」の合計点数が高い者を上位とします。

なおも同点になった場合は、評価項目の「居場所支援」の点数が高い者を上位とします。

#### 【順位の決定方法の例】

	委員①	委員②	委員③	合計点	平均点	最終順位
	評点	評点	評点			
A社	200点	150点	100点	450点	150点	1位
B社	170点	130点	80点	380点	126点	2位
C社	150点	100点	50点	300点	100点	不選定

※合計点が最も高いA社が、契約候補者となります。

※C社は評価委員の評点の平均点が120点に達しないため、選定されません。

#### (2) プレゼンテーション

①日時：令和7年3月7日（金）

②会場：上尾市役所5階501会議室（上尾市役所本庁舎5階）

提案者ごとのプレゼンテーションの開始時間等の詳細については、『公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書』にて通知します。

※日程が変更になる場合は、別途連絡します。

#### ③流れ

- ・提案書に基づき、11（1）評価項目の順に20分以内でプレゼンテーションを行います。
- ・プレゼンテーションの後、質疑応答（10分程度）を行います。

#### ④その他

- ・追加資料等の配布は禁止します。
- ・プレゼンテーションの出席者は3名以内としますが、本業務の責任者となる者必ず出席してください。
- ・プロジェクター及びスクリーンは市が用意します。その他、必要な機器は参加者が準備してください。

#### (4) 契約候補者の決定

プレゼンテーション実施後、評価委員会による評価を行い、プレゼンテーションに参加した全ての提案者の順位を決定します。その結果、最終順位が上位1番目の提案者を契約候補者とします。

また、最終順位が上位 2 番目の提案者を次点の契約候補者とします。

(5) 評価結果の通知

プレゼンテーションに参加した全ての提案者に、「公募型プロポーザル方式評価結果通知書」を通知します。

(6) その他

①失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

ア 参加申込み及び提案に係る提出書類の提出日、提出場所、提出方法が本要領に適合しない場合

イ 「7.参加資格」の要件を満たさなくなった場合

ウ 提出書類に虚偽の記載や著しい不備等があった場合

エ 見積額が提案上限額（令和 7 年度の提案上限額を含む）を超えている場合

オ プレゼンテーションに遅刻した場合及び参加しなかった場合

カ 選定の公平性を害する行為があったと認めた場合

キ 上記ア～カに定めるもののほか、提案に当たり、著しく信義に反する行為等、評価委員会委員長が失格であると認めた場合

②その他

プレゼンテーション及び評価委員会は非公開とし、選定結果に対する異議申立ては受理しません。

## 12.結果の公表

選定結果については、令和 7 年 3 月 13 日（木）にホームページで公表する予定です。

## 13.契約の締結

契約候補者に選定された者は、本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとします。

契約候補者が、何らかの理由により契約に合意・締結しなかった場合は、次点の契約候補者を新たな契約候補者として協議を行います。

## 14.その他留意事項

- ① 本プロポーザル方式に参加する費用は、全て提案者の負担とします。
- ② 提出された全ての書類は、提出後の修正又は変更を一切認めません。

- ③ 提出された全ての書類は、一切返却しません。
- ④ 提出書類の著作権は、作成した提案者に帰属します。ただし、契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。また、本市が本プロポーザル方式の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑤ 提案書の責任者がやむを得ない事情により交代する場合は、本市と協議し、事前に承認を得てください。
- ⑥ 本プロポーザル方式に係る情報公開請求があった場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、提出書類の公開について判断します。
- ⑦ 今回の募集については、契約日以降の事業の準備行為として実施するものであり、災害等により事業を中止することもあります。その場合、本市は提案に要した経費についての補償等は一切行いません。